

問合せ 税務課市民税担当 ☎(43) 1111 内線 133

FAX (43) 1125

申告は3月17日までに

▼申告日程 受付時間 午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券)
(全日程とも) 午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

とき	ところ	対象地区	
2/17 (月)	ウェルス幸手 2階研修室	惣新田、細野、西関宿、花島、中島、楨野地、神扇、平野、中野、長間	
18 (火)		上吉羽、神明内、木立、下字和田、上字和田、下吉羽	
19 (水)		栄1～3番	
20 (木)		栄4～7番	
21 (金)	市役所第二庁舎 2階第1会議室	戸島、戸島1・2丁目、吉野、吉野1丁目、天神島、天神島1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目	
23 (日)		平日に申告ができない人	
24 (月)		緑台1・2丁目	
25 (火)		東1・2丁目	
26 (水)		東3～5丁目	
27 (木)		中1～3丁目	
28 (金)		中4丁目、北2・3丁目	
3/3 (月)		中5丁目	
4 (火)		北1丁目	
5 (水)		大字幸手1～3,300番台・5,000番台、内国府間、外国府間、権現堂	
6 (木)		上高野、上高野1丁目	
7 (金)		南1・2丁目	
10 (月)		南3丁目	
11 (火)		コミュニティ センター集会室	大字幸手3,400～4,000番台、西1・2丁目
12 (水)			中川崎、下川崎、松石、高須賀
13 (木)			香日向1～4丁目
14 (金)			千塚、円藤内
17 (月)	上記の日程に申告ができない人		

2/17(月)～20日(木)
税理士会による無料相談
※所得税のみ

- ・指定日に都合が付かない人は、上記日程の中で都合の良い日にお越しください。
- ・各会場の受付初日および午前中は大変混み合います。待ち時間が長くなりますので、時間に余裕をもってお越しください。なお、例年、午後の方が比較的空いています。
- ・申告期間中は、税務課窓口では申告できませんので、お手数でも申告会場までお越しください。
- ・駐車場には限りがありますので、なるべく車の利用はご遠慮ください。
- ・郵送による受付もしています。詳細については、税務課にお問い合わせください。

市・県民税の申告の受付を上記日程のとおり行います。申告する必要のある人は、申告期限内に忘れずに申告をお願いします。

▼申告が必要な人

- ① 平成26年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
- ② 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ③ 給与所得以外の所得(不動産所得や雑所得など)があつた人
- ④ 給与を2か所以上から受けた人
- ⑤ 幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業した人
- ⑥ 平成25年中に所得がなかった人でも、非課税証明書や所得証明書などの証明書を必要とする人

- ※平成25年分の所得税の確定申告書を提出した(する予定の)人は、市・県民税の申告をする必要はありません。
- ⑦ 申告に必要な物
- ⑧ 申請書
- ⑨ 印鑑
- ⑩ 給与または公的年金所得者
- ⑪ 源泉徴収票
- ⑫ 事業または農業所得者は収支内訳書(事前に記入済みのもの)など
- ⑬ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
- ⑭ 生命保険(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)、地震保険などの控除証明書
- ⑮ 医療費控除を受ける人は、平成25年中に支払った医療費の領収書および保険などによる補てん額に分かるもの(事前に1年間分の合計額を計算)
- ⑯ 医療費控除明細書は、税務課窓口で配布しています。また、広報1月号の折込みチラシや市ホームページ(<http://www.city.sattei.lg.jp/>)からダウンロードしたのも利用できます。
- ⑰ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、療育手帳または障害者控除対象者認定書(郵送の場合はコピーを添付)
- ⑱ 学生は、学生証(郵送の場合コピーを添付)
- ⑲ そのほか控除に必要なもの

復興特別所得税の創設

所得税において、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、復興施策に必要な財源を確保するための特別措置として平成25年分から平成49年分までの間、所得税額の2.1%の相当額をご負担いただく復興特別所得税が創設されました。

〔復興特別所得税の算式〕

復興特別所得税の額＝各年分の基準所得税額×税率(2.1%)

公的年金収入が400万円以下の人へ

公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合など、所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります(確定申告がお済みの人は、市・県民税の申告を重ねてする必要はありません)。

▼公的年金受給者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の市・県民税申告手続きの簡素化について

平成25年分の公的年金収入分から、公的年金受給者が年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に新たに「寡婦(寡夫)」の項目が追加されたことに伴い、この申告書に記載済みの人は、市・県民税の申告書により寡婦(寡夫)控除の申告をする必要がなくなりました。扶養親族等の申告書で申告した内容については、年金保険者から郵送される公的年金収入に係る源泉徴収票で確認してください。

税理士会による無料相談

税理士会による無料相談(所得税のみ)も実施します。営業、農業、そのほか庶業で確定申告をする人は、事前の申込みは不要ですので、ご利用ください(青色申告・譲渡所得を除く)。

と き 2月17日(月)～20日(木)

午前9時～11時

午後1時30分～3時30分

ところ ウェルス幸手2階研修室

市・県民税均等割税額の改正

東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、全国的に、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの間、市民税と県民税の均等割税額にそれぞれ500円を加算します。

	平成25年度まで	平成26年度から平成35年度まで
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

■ 確定申告が必要な人

① 事業所得などがある人

事業をしている人、不動産収入があった人、土地や建物を売った人などで、計算の結果、所得税が課税される人

② 給与所得などがある人

大部分の給与所得者は、年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要となります。

- ・ 前年(平成25年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2,000万円を超えたとき
- ・ 給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき
- ・ 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき

※春日部税務署での平成25年分所得税の確定申告の受付期間は2月17日(月)～3月17日(月)です。なお、土曜・日曜日の受付は2月23日(日)、3月2日(日)のみとなります。

■ 市内会場での受付

確定申告は、市内の各申告会場(右ページの日程)でもできますが、つぎの人は市内会場での申告はできませんので、税務署までお願いします。

- ・ 青色申告・損失申告・準確定申告(年の途中で死亡した場合の相続人の申告)・過年度申告をする人
- ・ 源泉徴収票のない人で、確定申告をする人
- ・ 土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得について申告する人(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
- ・ 雑損控除の申告をする人(東日本大震災による雑損控除も含む)
- ・ 投資信託などに伴う所得の申告をする人
- ・ 申告分離課税を選択する配当所得の申告をする人
- ・ 初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ・ 住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除の申告をする人

所得税の申告

問合せ

春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1)
☎ 048(733)2111 (音声ガイダンス)